

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
 変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

届出者

(〒 700 - 8570)

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 086-〇〇〇-△△△△

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第 03300000001号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	キャブオーバ 2台 ダンプ 2台 計 4台	キャブオーバ 1台 ダンプ 2台 計 3台

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇月〇日 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
退任した役員は、別紙のとおり		

新たに就任した方のみ記入してください。

廃止又は変更の理由
 ・業務拡張に伴い、運搬車両を追加したため。
 ・取締役が交代したため。

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業所等の名称・所在地及びその見取図

区 分	名 称	所 在 地	電話番号
事 務 所 (営 業 所)	株式会社〇〇運輸 本社事務所	〒 700-8570 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号	086-000-0000
		〒	
事 業 場 (処分場) (車庫・駐車場) (保管場所)	株式会社〇〇運輸 中間処理場	〒 708-8506 岡山県津山市山下〇番〇号	0868-00-0000
	株式会社〇〇運輸 車庫	〒 708-0051 岡山県津山市椿高下〇番〇号	なし
		〒	

上記事務所等の付近見取図

(事務所)

(営業所)

収集運搬業を行う事業場（駐車場等）があれば、その土地の登記の地番を記載してください。

(地図を貼付又は記載してください。)

(地図を貼付又は記載してください。)

(事業場)

(車庫・駐車場)

(地図を貼付又は記載してください。)

(地図を貼付又は記載してください。)

※事業所の所在地は土地の地番を記入すること

事務所等の写真 (1)

事務所	所在地 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号
(写真を貼付してください。)	
営業所	所在地
(写真を貼付してください。)	

※おおむね届出日の六箇月以内に撮影したものとする

事務所等の写真 (2)

事業場	所在地 岡山県津山市山下〇番〇号
<p>(写真を貼付してください。)</p>	
車庫・駐車場	所在地 岡山県津山市椿高下〇番〇号
<p>(写真を貼付してください。)</p>	

※おおむね届出日の六箇月以内に撮影したものとする

運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考	区 分
1	キャブオーバ	岡山 11 あ 0000	車検証(電子化された 車検証の場合には自 動車検査証記録事項) 記載のとおり	株式会社〇〇運輸		既存・新規・廃止
2	ダンプ	岡山 11 い 0000	車検証(電子化された 車検証の場合には自 動車検査証記録事項) 記載のとおり	株式会社〇〇運輸		既存・新規・廃止
3	ダンプ	岡山 11 う 0000	車検証(電子化された 車検証の場合には自 動車検査証記録事項) 記載のとおり	有限会社〇〇	借上契約書 添付	既存・新規・廃止
4	キャブオーバ	岡山 11 え 0000	車検証(電子化された 車検証の場合には自 動車検査証記録事項) 記載のとおり	株式会社〇〇運輸		既存・新規・廃止
5						既存・新規・廃止
6						既存・新規・廃止
7						既存・新規・廃止
8						既存・新規・廃止
9						既存・新規・廃止
10						既存・新規・廃止
11						既存・新規・廃止
12						既存・新規・廃止
13						既存・新規・廃止
14						既存・新規・廃止
15						既存・新規・廃止
16						既存・新規・廃止
17						既存・新規・廃止
18						既存・新規・廃止
19						既存・新規・廃止
20						既存・新規・廃止

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	岡山 11え0000	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・<u>ナンバープレート</u>が確認できること。 <p style="text-align: center;">(写真を貼付してください。)</p>	
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の<u>車体の表示</u>が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、<u>表示部分を拡大した写真</u>も添付すること。</p> </div> <p style="text-align: center;">(写真を貼付してください。)</p>	
	撮影	令和00年0月00日

※おおむね申請日の六箇月以内に撮影したものとすること

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇〇〇

(別紙2-10の参考)

欠格条項について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4条に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

添付書類の省略に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇運輸 代表取締役 〇〇〇〇

下記 1 の本申請 (届出) における下記 3 の添付書類は、同時に提出しました下記 2 の申請 (届出) 書における添付書類及び図面と共通していますので、添付を省略します。

記

1 添付書類を省略する申請 (届出) の種類 (※この申立書を添付する申請)

(1) 処理業の種類

- 産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業
 その他 ()

(2) 申請 (届出) の区分

- 新規 更新 変更許可 変更届 その他
()

2 同時に提出し、添付書類を提出する申請 (届出) の種類

(1) 処理業の種類

- 産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業
 その他 ()

(2) 申請 (届出) の区分

- 新規 更新 変更許可 変更届 その他
()

3 添付を省略する書類及び図面の名称

法人 (商業) 登記事項証明書	
事業所等の名称・所在地及びその見取図 (別紙 4)	
事務所等の写真 (1) (別紙 5)	
●●●	
●●●	

※許可の手引き「5 添付する書類等」を参考に添付書類の名称を記載してください。